

令和5年第11回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月7日(火) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第52号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第53号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第54号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第55号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第56号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第57号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平

振興係長	檜田 敏史
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室職員	井上 泰貴
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	宮崎 将也
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会は、19名全員の出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和5年第11回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号12番山添明委員、議席番号15番宮崎隆広委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第52号農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について2件、議案第53号農地法第5条の規定による許可申請について11件、議案第54号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について19件、議案第56号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について24件、議案第57号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について17件、計74件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。

また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいまの報告のとおり、今回の付議事項は、議案第52号から57号までの6議案74件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第52号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。説明に入ります前に、今回5条の10番の案件が、10,000平米を超えておりますけれども、コロナが落ち着きましたが、インフルエンザとかも流行っておりましたので、今回事務局だけで行かせていただいております。写真を回させていただきますのでご覧いただけたらと思います。では説明に移ります。整理番号1、上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については議案書記載のとおりです。地目は宅地13筆、公衆用道路1筆、面積は合計で2,828.55平方メートルです。現況は宅地および道路となっております。この案件は、令和3年12月17日付けて建売分譲住宅での転用許可を受けておりましたが、購入希望者の要望で当初計画の12区画を、11区画へ

計画変更を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページから2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については当初12区画で販売を行っていましたが、購入希望者2名より広い区画が欲しいとの要望があり、やむなく1区画を分筆してほかの2区画へ合筆して11区画への計画変更をいたし申請されるものであります。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、区画数の減少により総事業費が減額されています。排水について、雨水は敷地内に新設する道路の排水設備を介して東側水路へ流し、汚水も敷地内道路に増設する下水管を通り、西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。当初と変わっておりません。

隣接農地所有者、生産組合長および区長の意見書は、当初計画時に同意を得ております。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、前回と変わりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員

7番白津です。11月の1日に東部調査会で調査をいたし

ました。資料のように3区画を2区画にするということで変更がありましたけれども、問題はないということでありましたので、ここに報告をいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。この案件につきましては、議案集3ページ、議案第53号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番と関連がございますので一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番および5条の整理番号1番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は982平方メートルです。現況は雑種地になっております。この案件は平成29年4月28日付で店舗での転用許可を受けておりましたが、転用事業者の諸事情で事業承継を行うため、計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、

資料図の 5 ページから 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については飲食業を計画し、許可を受けていたが、造成工事完了頃から新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業を断念され、承継者を探していたが、近隣の事業者から従業員駐車場へ借受けたいと要望があり、事業承継の申請をされるものです。

以降につきましては 5 条の 1 の説明に移ります。議案書の 3 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、9 8 2 平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、駐車場です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、計画変更と同じ資料図の 5 ページから 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、

	西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側通路へ放流させる計画です。 生産組合長および区長からの同意は、前回の申請時にもらっています。 立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。 整理番号1番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
堤正廣委員	はい。18番の堤です。11月1日に東部調査会で現場を見に行きました。今言われたように、全く問題はなかったように思われます。慎重審議をよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第53号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 4 筆、面積は合計で 1, 3 2 7 平方メートルです。現況は、遊休地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（水路占用、道路、水路改築）申請、開発協議、団地等造成、埋蔵文化財発掘、河川法関係工事届出、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1. 8 2 メートルの盛土を行い、整地し、北および西側にはコンクリートブロックを新設、南および東側には縁石を設置、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して東側の河川へ流し、汚水も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長、区長から異議なしの意見書が提出されています。

	立地基準ですが、第２種農地の該当事項５番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。
議長	整理番号２番について説明を終わります。 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
堤正廣委員	はい。１８番堤です。１１月１日に現地確認を行いました。事務局より言われましたように、問題はなかったように思われます。終わります。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集３ページ、整理番号３番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号３番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は、８９４平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は駐車場、一時転用です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、

資料図の１２ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１３ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１４ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、既に造成済みで、現状のまま利用する計画で、南側道路より出入口とされています。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の既存水路へ放流する計画で、排水同意書が添付されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。なお、許可後３年間利用の一時転用のため、農地復元確約書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項１番に該当します。許可の基準は３番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号３番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員

はい。１８番堤です。同じく１１月１日に東部調査会で確認に行きました。この真砂土は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の所に真砂土を運ぶ駐車場になっております。以上です。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、整理番号４番および５番を議題とします。この２件は関連がございますので一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページ、整理番号４番および５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は、４番については畑２筆、面積は合計で４４６平方メートルです。現況は、宅地となっております。５番については畑１筆、面積は３４５平方メートルです。これも現況は宅地となっております。目的は、農業用倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１５ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１６ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１７ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに平成３１年頃、近隣の建築会社に倉庫建築を依頼し、現在まで利用されてきてありま

す。また一部は昭和63年頃から同じく倉庫に利用されており、名義が他人になっていることを知ったため、今回転用申請をされており、そのことについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（里道の付替）行為許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は埋設された既存排水設備を介して西側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっております。

整理番号4番、5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 はい。18番堤です。ここは大規模農家ですね、家の近くに乾燥小屋を持っていたんですけども、隣近所に迷惑をかけるということで、大きな乾燥所を建てております。この場合ですね、山の近くですので隣近所に迷惑をかけないので、大変よかったんじゃないかと思っております。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、整理番号６番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号６番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は４２８平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１８ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１９ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、２０ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大５２センチメートルの盛土を行い、整地し、法面保護を施し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、

雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。11月1日に東部調査会で現地の確認をさせていただきました。場所の案内図のほうにありますように、もう宅地化が進んでいる所でございます。周辺も4階建てのアパートがあるなど、宅地化が進んでいる所でございます。資料図の19ページの字図を見ますと、周辺に農地があるように見えますが、もう遊休化してございます。そういう状態の中ですので、問題ないだろうということではございました。ただ1点、意見としてありましたのが、20ページの施設配置図でいいますと、その右側の道路、この右側はお家が建っているんですけども、道幅が2メートル程度に感じました。ちょっと狭いので、この駐車場は貸駐車場となっているんですけども、借りてくださる方はいらっしゃるんだろうかねという意見がありました。もし申請の受け付けの際に何か情報をお持ちであれば、事務局のほうからご披露いただければと思います。以上でございます。

議長	はい。事務局のほうから。
農地係・槻木	はい。今回の駐車場 1 1 台分ありますが、申請地の近くに 住んでいる方 3 名が 5 台分使用されます。残りの 6 台分につ きましては、近くの事業所が従業員の駐車場として使用され る予定です。それぞれ賃貸契約書が申請書に添付されており、 利用されることを確認しております。
議長	よろしいですか。（古賀委員「はい。」）はい。それではほか に質疑や異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入 ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。
	（挙手全員）
	ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し ました。次に議案集 5 ページ、整理番号 7 番を議題とします。 それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の 5 ページ、整理番号 7 番について説明しま す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議 案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 9 6 平方メー トルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般 住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由およ び施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置 等については、資料図の 2 1 ページをご覧ください。隣接地 の地目などについては、2 2 ページの字図をご覧ください。

土地利用計画は、２３ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、令和６年１月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北および南側に新設する側溝を通り、西側道路側溝へ放流させる計画です。汚水については新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項５番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号７番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 はい。１７番吉田です。１１月の１日に現地調査をいたしまして、ここは周り全部宅地でして、その中に１つ残された家庭菜園みたいな小さい所ですけれども、皆さん何も問題ないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお

願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 5 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 3 7 9 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大50センチメートルの盛土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、北西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透及び越流分は南側の既存側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して北西側の道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長及び区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 11番宮崎です。11月1日に中部調査会のほうで現地を確認し、排水関係もちょうんとしてあり、資料に不備がないことを確認しましたので、皆さんの審議のほどよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 5 ページ、整理番号 9 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 9 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1 1, 1 1 3 平方メートルのうち 8, 5 0 0 平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、資材加工場兼資材置場、一時転用です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、前回令和 2 年に協議がなされていて、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用で、引き続き土砂流出防止策を講じ、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側水路へ放流する計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 1 番に該当

	します。仮設工作物の３年以内の転用になります。許可の基準は３番となっており、土地の選定理由書が添付されています。
議長	整理番号９番について説明を終わります。 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎隆広委員	はい。１５番宮崎です。中部調査会で１１月１日に現地確認を行いました。現場は〇〇〇〇〇〇から６００メートルぐらい北の所です。一時転用の再申請で〇〇の〇〇〇〇〇として現在使用中です。何も問題ないだろうということで、調査会では結論に達しました。皆さんの慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集６ページ、整理番号１０番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の６ページ、整理番号１０番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田８筆、面積は、合計で

19, 613平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、鶏舎です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の30ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、31ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、32ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大3.5メートルの盛土、30センチメートルの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、南西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地内に新設する排水設備を介して南西側の既存貯水池へ流し、ふん尿はおがくずに吸着させ、堆肥舎に一時貯留して〇〇〇〇〇〇の処理業者まで運搬処理させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

	整理番号 10 番について説明を終わります。
議長	地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。
山添明委員	12 番山添です。ただいま事務局からの説明どおり間違いないと思います。11 月 6 日の日に西部調査会の委員さんで現地を確認しましたが、何ら問題なかろうということでございました。皆さん方のご審議よろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 6 ページ、整理番号 11 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 11 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 4 筆、面積は合計で 2,434 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、店舗および多目的広場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 33 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、34 ページの字図をご覧ください。

土地利用計画は、35ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で土留めを行い、現状のまま利用する計画で、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側道路側溝へ流し、汚水は合併浄化槽を介して新設排水設備を通り、西側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。11月1日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。当地区は中心部から少し離れた場所にありまして、人口も十数戸しかない小さな集落です。このためにこの地区には売店等も何もありません。それで今回の計画

が出たと思っております。集落等の地域の交流の場にできればという考えがあるそうです。皆さんの審議のほどよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 7 ページ、議案第 5 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 7 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 6 1 7 平方メートルです。現況は、遊休地になっております。目的は、共同住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 3 6 ページから 3 8 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和 6 年 1 月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大１０センチメートルの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設、南東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号１番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 １１番宮崎です。１１月１日に中部調査会のほうで現地確認を行い、周りは住宅地やアパートなどで、やむなしということで、皆さんの慎重審議をお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集８ページ、議案第５５号農地法第３条の

規定による許可申請についてを議題とします。整理番号１番から議案集１１ページの整理番号１８番までの１８件について一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の８ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が１６件、使用貸借権に関する案件が２件の合計１８件です。お手元の調査書１ページから９ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それではお諮りします。本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１１ページ、整理番号１９番を議題とします。この案件につきましては、議席番号７番白津知範委員

が関与するため、議事参与制限に該当します。よって白津委員の退席を求めます。

【白津委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の１１ページをご覧ください。所有権の移転に関する案件が１件でございます。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書１０ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それではお諮りします。本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで白津委員の入室を許可します。

【白津委員入室】

白津委員にお知らせします。整理番号１９番につきまして

は、原案どおり可決しましたのでお知らせをいたします。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。再開を３時５５分としたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

１５時４５分 休憩

１５時５５分 再開

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

議長 時間がまいりましたので、再開したいと思います。議案集１２ページ、議案第５６号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号１番から議案集１６ページ、整理番号２４番までの２４件につきましては、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。利用権分の議案について説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第１５条第１項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められますので、同条第４項の規定により、市長に対し要請をするものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が２１件、使用貸借権の設定が３件です。面積は合計で７８，８２２平方メートルです。

計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。具体的には、地域の担い手であること、農地を全部効率的に利用できること、農業に常時従事することというものでございます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それではお諮りします。本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集17ページ、議案第57号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件を議題とします。この案件につきましては、議席番号18番の堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

【堤委員退席】

それでは整理番号1番から3番までの3件につきましては一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長から依頼のありました農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答するものです。農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行います集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。整理番号1番から3番までの3件について、貸付人と借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定が1件です。面積は合計で9,913平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それではお諮りします。本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで堤委員の入室を許可します。

【堤委員入室】

堤委員にお知らせします。整理番号１番から３番につきましては、原案どおり可決しましたのでお知らせをいたします。それでは次に議案集１８ページ、整理番号４番から議案集２２ページ、整理番号１７番までの１４件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは整理番号４番から１７番の１４件について説明いたします。貸付人と借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は１４件すべて賃借権の設定です。面積は合計で４３，３５６平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それではお諮りします。本案について質疑や異議はござい

	ませんか。(石川委員「はい。)」はい。石川委員。
石川利恵委員	8番石川です。すみません。〇〇〇〇〇〇〇株式会社はどなたが代表なんでしょうか。
議長	はい。事務局。
振興係長	お答えいたします。〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表は〇〇〇〇様で届出が出されております。
議長	よろしいですか。(石川委員「はい。)」ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それでは以上をもちまして、議案第52号2件、議案第53号11件、議案第54号1件、議案第55号19件、議案第56号24件、議案第57号17件、計6議案74件は、いずれも原案どおり可決しました。皆様方には大変長時間にわたって慎重ご審議をいただきましてありがとうございました。